

第 編

地域福祉計画

第1章	地域福祉の現状.....	25
第2章	基本的考え方.....	33
第3章	施策の内容.....	38

目 次

第1章 地域福祉の現状	25
1 地域福祉を支える活動	25
2 地域福祉に対する意識	30
第2章 基本的考え方	33
1 基本方針	33
2 テーマ	34
3 体系図	36
第3章 施策の内容	38
テーマ1 だれもが安心して暮らせるまち	38
(1) 福祉サービス情報提供システムの整備	38
(2) 総合的な相談体制の整備	39
(3) サービス利用者への支援	40
(4) 福祉サービスの質の確保	40
(5) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進	41
(6) 生活支援の充実	42
テーマ2 みんながむすび合うまち	43
(1) 社会福祉協議会との連携	43
(2) ボランティア、NPO活動の推進	43
(3) 福祉意識の醸成・学習活動の推進	44
テーマ3 市民と協働のまち	45
(1) 地域での支え合い活動の促進	45
(2) 人材の育成	46

第1章

地域福祉の現状

1 地域福祉を支える活動

地域福祉を推進していくためには、地域住民をはじめ、社会福祉法人、NPO団体、ボランティアなどの様々な活動と、相互の協力が必要です。

(1) 稲城市社会福祉協議会

稲城市社会福祉協議会は、昭和46年に設立され、昭和48年には社会福祉法人の認可を受け、地域福祉の中核的役割を担い、各種福祉事業を実施しています。

組織は個人（世帯）及び法人の会員によって運営され、行政はじめ関係諸団体との連携を図りながら、次に掲げる事業を実施しています。

■ 社会福祉協議会の事業内容 ■

	事業名	内容等
在宅福祉サービス事業	生活支援ホームヘルプサービス事業	援助が必要とされる高齢者への家事援助の支援
	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	ひとり親家庭への家事援助等の支援
	重度視覚障害者ガイドヘルプサービス事業	重度視覚障害者への外出支援
	心身障害者（児）ホームヘルプサービス事業	心身障害者（児）への家事援助・身体介護の支援
	知的障害者ガイドヘルプサービス事業	知的障害者への外出支援
	精神障害者ホームヘルプサービス事業	精神障害者への家事援助・身体介護の支援
	有償家事援助事業（いなぎほっとサービス）	住民参加型による家事援助・身体介護の支援
	稲城市ファミリー・サポート・センター	住民参加型による子育ての支援
	ハンディキャップ事業	歩行が困難な方へのリフト付車両の運行
	手話通訳者派遣事業	聴覚障害者への意思疎通の支援
	心身障害者通所訓練事業	重度の心身障害者への訓練事業
	心身障害者通所授産事業	4ヶ所運営
	生活資金など貸付事業	生活福祉資金・たすけあい資金
	寝たきり高齢者おむつ支給事業	高齢者・障害者

事業名		内容
相談・ 援助事業	障害者地域生活自立支援センター	身体・知的・精神障害者への総合的な相談・支援
	精神障害者地域生活支援センター	
	心配ごと相談	民生委員・児童委員による相談
	介護サービス相談員事業	高齢者施設等に相談員を派遣
	高齢者無料職業相談所（はつらつワーク稻城）	概ね55歳以上の方を対象とする職業紹介、斡旋
	稻城市福祉権利擁護センター	権利擁護相談・福祉サービス利用援助・苦情解決委員会など
ボランティア・小地域福祉活動	ボランティア活動推進事業	登録・助言・活動調整、各種講習会・講演会などの実施、ボランティア保険・ふれあい通信他
	福祉教育の推進	福祉教育支援・体験学習・青年ボランティア教室の実施等
	福祉協力店	47事業所 募金箱の設置等
	ふれあいセンター	5カ所（18年度より新たに1カ所開設）
その他	歳末たすけあい運動	障害者への配分の他、地域福祉活動費としての活用
	調査・研究活動	調査などの実施
	関連団体・施設の連絡会	福祉事業者連絡会、自治会連合会協議会など
	啓発・広報活動	社協だより・ホームページ、ふれあい通信などの発行
	高齢者入院見舞金共済制度	共済制度による見舞金の支給
	手話通訳者養成事業（手話講習会）	初級・中級・上級・通訳者養成クラスの手話講習会の開催
	生活資金など貸付事業	生活福祉資金・たすけあい資金
	委員会活動	貸付資金調査委員会 在宅福祉事業運営委員会 ボランティア活動推進協議会 福祉センター運営委員会 歳末たすけあい運動実施委員会

（資料）稻城市社会福祉協議会

ふれあいセンター事業は、身近な地域のボランティア活動拠点として地域住民の主体的な活動により運営がされています。

現在、市内5カ所にふれあいセンターを設け、運営協力者（コーディネーター・協力者）のもと、高齢者を中心に子どもまで幅広い利用者層となっています。

■ ふれあいセンター利用者数の推移 ■

年 度	設置箇所数	開設日数	利用者数
平成13年度	4カ所	638日	5,059人
平成14年度	5カ所	710日	6,299人
平成15年度	5カ所	784日	8,199人
平成16年度	5カ所	768日	8,851人

注) 平成14年度は14年10月に新規開設。

(資料) 稲城市社会福祉協議会

■ ふれあいセンター運営協力者数 ■

名 称	協力者数
ふれあいセンター平尾	23人
ふれあいセンター坂浜	14人
ふれあいセンター矢野口	56人
ふれあいセンター押立	33人
ふれあいセンター百村・東長沼・大丸	28人

(資料) 稲城市社会福祉協議会

(2) ボランティア

社会福祉協議会では、ボランティア活動への支援を行っています。福祉センター内にあるボランティアセンターでは、ボランティアとして活動するグループ個人の登録を行っています。平成16年度末の登録グループ数は17グループで、個人登録は92人となっています。なお、社会福祉協議会のボランティア保険は約1,400人が加入しボランティア活動を行っています。

また、平成17年4月に市民活動サポートセンターいなぎが開設されたことから、ボランティアセンターとの連携を推進していきます。

(3) 民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣に委嘱されています。任期は3年で、児童福祉法の規定により児童委員を兼務しています。

主な職務は、市民の生活実態を必要に応じ把握し、援助を必要とする人の能力に応じて自立した生活ができるよう相談・助言・援助をします。また、社会福祉事業者等と密接に連携し、その活動を支援するとともに、福祉事務所や関係行政機関の業務への協力なども行います。本市では、現在57人の民生委員・児童委員が活動しています。そのうち4人は、児童問題を専門的に担当する主任児童委員です。

■ 民生委員相談、活動状況（平成16年度）■

相談状況	件数
子どもの教育、学校生活	437件
子どもの地域生活	367件
日常的な支援	207件
在宅福祉	182件
その他（介護保険、生活環境、家族関係他）	1,376件
計	2,569件

活動状況	件数
行事、事業、会議への参加協力	2,083件
地域福祉活動・自主活動	1,437件
民生・児童委員協議会運営・研修	1,227件
調査・実態把握	1,098件
その他（証明事務他）	146件
計	5,991件

(4) 保護司

保護司は、保護司法に基づき、法務大臣に委嘱されており、任期は2年です。本市では、16人が活動しています。

主な職務は、地域内犯罪者の更生保護を主体として、犯罪予防に関する地域活動及び地域社会の健全化に関する活動を行っています。

また、社会を明るくする運動の強調月間である毎年7月には、青少年を非行から守るという主旨のもと、駅頭キャンペーン等を実施しています。

(5) NPO団体（非営利活動組織）

市内には福祉などの活動をするNPO団体（特定非営利活動法人）があり、子どもや高齢者、障害者などを対象として幅広い活動を行っています。

■ NPO団体の活動内容 ■

団体名	会員数	職員数	活動内容
特定非営利活動法人 支え合う会 みのり	550人	・非常勤40人 ・ボランティア100人	・配食サービス ・会食会サービス ・ミニデイサービスたまは ・高齢者食生活改善事業 ・軽度認知症予防事業 ・広報活動
特定非営利活動法人 クラフトボランティ アJOY	4施設 1小学校 他	・常勤1人 ・臨時3人 ・ボランティア44人	・老人ホームでの手工芸指導（趣味、機能維持、作業療法等） ・小学校での手工芸指導（道具の使い方、手作りの楽しさを経験） ・身体障害者施設での機能維持・作業訓練 ・高齢者サークルでの手工芸指導 ・手工芸指導のできるボランティアの養成
NPOふれあい広場 ポーポーの木	134人と 1団体	・常勤8人	・会員同士の助け合い事業（自立支援、高齢者・障害者・子育て支援、代行など） ・地域のネットワークを広げるふれあい広場事業（軽度認知症予防事業） ・居宅介護支援事業 ・介護保険の訪問介護事業 ・障害者の居宅支援事業 ・活動会員の研修講座及び地域の公開講座 ・広報活動（地域の人へ通信・リーフレット、内部だより） ・調査研究活動 他
特定非営利活動法人 わくわく	45人	・常勤4人 ・臨時4人 ・ボランティア15人	・共同作業所の運営（精神障害者対象） ・精神障害者グループホームの運営 ・セミナー、講演会など、市民を対象とした普及啓発活動 ・相談事業、訪問事業

※順不同、アンケートに回答していただいた団体を掲載しました。

2 地域福祉に対する意識

ここでは、以下の意識調査の結果を用いています。

○稲城市次世代育成支援に関するアンケート調査〈子育て家庭〉(平成16年11月実施)

○稲城市保健福祉総合計画策定のためのアンケート調査

- ・高齢者(平成16年12月実施)
- ・障害者(平成17年1月実施)
- ・ひとり親家庭(平成17年1月実施)
- ・一般市民(保健医療)(平成17年1月実施)

(1) 身近な地域の範囲

身近な地域の範囲は、市民のライフステージや障害の有無などによって分かれるものとなっています。子育て中の人々は小学校区を、高齢者や身体障害者は活動範囲が狭くなりがちなこともあります、「自治会区域」をあげています。

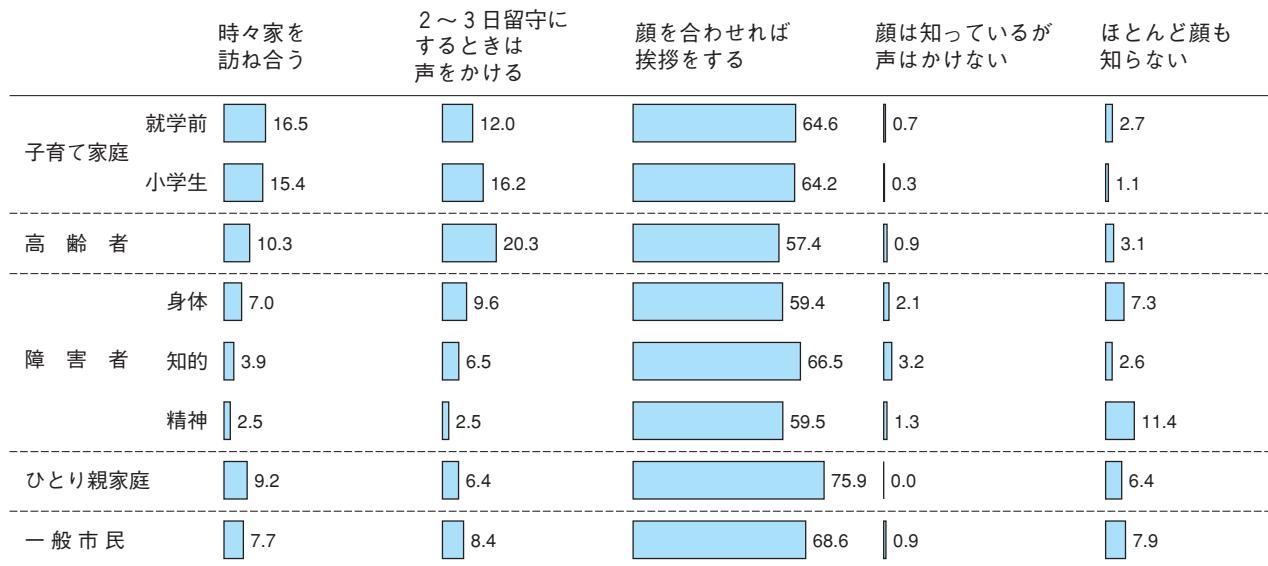
単位：%

	市の全域	中学校区	小学校区	地区	自治会区域	隣近所
子育て家庭	就学前 20.0	5.3	26.9	16.7	10.2	15.1
	小学生 14.3	5.1	46.1	14.8	9.7	5.4
高齢者	15.7	1.3	3.3	18.7	30.0	15.4
身体障害者	15.7	1.2	4.2	6.6	24.7	22.9
ひとり親家庭	知的 29.0	5.2	11.0	5.8	5.8	16.8
	精神 30.4	5.1	3.8	5.1	13.9	19.0
一般市民	16.3	12.8	25.5	14.9	9.9	15.6
	22.6	6.1	9.5	21.3	20.6	10.6

(2) 隣近所との付き合い

隣近所との付き合いは、「顔をあわせれば挨拶をする」が大半となっています。

単位：%



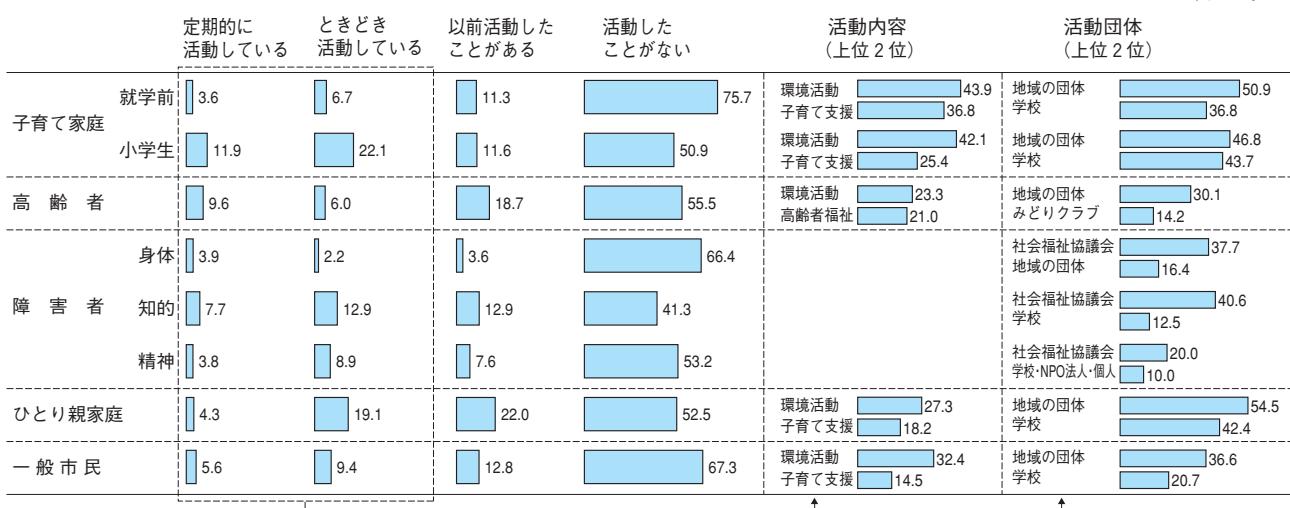
(3) 地域活動やボランティア活動の状況

「活動したことがない」人が多いものの、小学生をもつ親や高齢者に「活動している」や「活動経験あり」が比較的多くみられます。

また、活動内容は「環境活動」が最も多く、子育て中の人には「子育て支援に関する活動」が、高齢者は「高齢者福祉に関する活動」が比較的多くなっています。

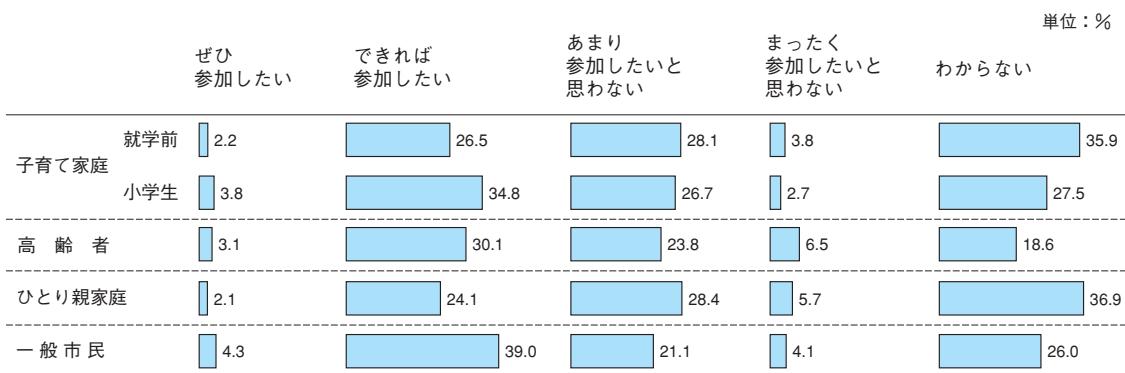
一方、活動は「地域団体」や「学校」、更に障害者では「社会福祉協議会」が多くあげられています。

単位：%



(4) 福祉活動への参加意向

「できれば参加したい」と「あまり参加したいと思わない」に分かれますが、参加意向がやや上回ります。また、「わからない」とする人も多いのが特徴です。



第2章

基本的考え方

1 基本方針

わが国における伝統的な家庭や地域での相互扶助機能は、近年の社会経済情勢の変化により大きく弱体化し、地域住民の相互のつながりも希薄化しています。このような状況のもと、一人ひとりが人としての尊厳をもって、家庭や生活の拠点である地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしい安心のある生活を送れるようにするためにには、地域社会を基盤とした福祉の推進に努める必要があります。

そのため、地域における生活課題を含む幅広い取組に向け、行政はもとより、地域住民、ボランティア、社会福祉協議会や社会福祉法人・N P O団体等の民間団体、企業などがそれぞれの地域で、それぞれの役割を果たし、また、サービスの担い手として積極的に参加する支え合いの地域づくりを推進します。

市民がつくる
支え合いのまちづくり

2 テーマ

テーマ1

だれもが安心して暮らせるまち

地域で暮らす市民一人ひとりが地域福祉推進の担い手として、また、生活支援や介護などを必要とする市民が地域で安心して暮らすためには、情報提供や相談が重要となります。子ども、障害者、高齢者といった枠を超え、できる限り地域に密着した福祉サービスに関する総合的な情報提供と相談体制の整備を図ります。

一方、利用者の立場に立った福祉サービスを受けられる環境整備や仕組みづくりに努め、家族の実情に即した総合的な視点に立った施策を推進し、誰もが快適に安心して、生きがいをもって暮らせるまちを目指します。

施 策

- ①福祉サービス情報提供システムの整備
- ②総合的な相談体制の整備
- ③サービス利用者への支援
- ④福祉サービスの質の確保
- ⑤ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- ⑥生活支援の充実

テーマ2**みんながむすび合うまち**

住み慣れた地域で安心して住み続けることができるよう、地域住民が互いに助け合い、支え合うという活動を基礎に、社会福祉協議会との連携を強め、民生委員・児童委員やボランティア団体、NPO団体など地域活動を促進します。また、地域に根ざしたボランティア活動の拠点となっているふれあいセンターを、誰もが利用できる地域の交流の場所にしていきます。

一方、共に生きる社会づくりの実現に向けた取組と市民一人ひとりの意識を高める活動に努めます。

施 策

- ①社会福祉協議会との連携
- ②ボランティア、NPO活動の推進
- ③福祉意識の醸成・学習活動の推進

テーマ3**市民と協働のまち**

地域福祉を推進していくため、地域住民自身による活動にはじまり、ボランティア団体、NPO団体、社会福祉協議会の活動など様々な地域活動主体の多様な活動が地域をつなげていくよう努めます。

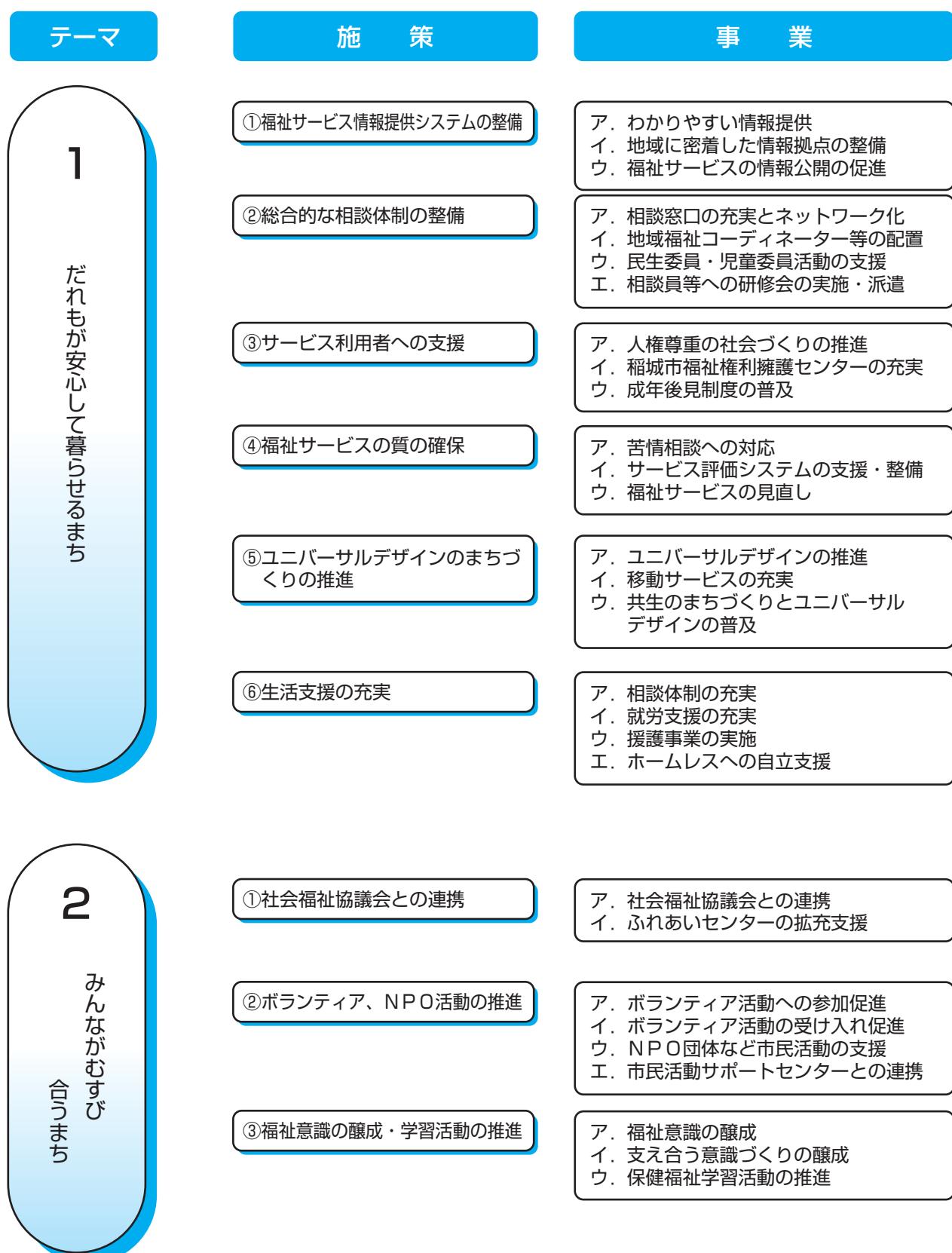
地域における多様な活動主体との連携を図ります。また、地域がもっている力を生かしていく中で、地域住民、地域活動主体、行政それぞれの役割を明らかにした協働のまちづくりを目指します。

一方、地域福祉を更に推進していくことができるよう人材の育成に努めます。

施 策

- ①地域での支え合い活動の促進
- ②人材の育成

3 体系図



テーマ	施 策	事 業
3 市民と協働 のまち	①地域での支え合い活動の促進	ア. 地域の支え合いの仕組みづくり イ. 地域福祉コーディネーター等の配置 ウ. 地域の見守り活動の推進 エ. 災害時における市民相互支援ネットワークの推進
	②人材の育成	ア. 福祉関係者の資質向上 イ. ボランティア活動への参加促進

第1章

施策の内容

テーマ1

だれもが安心して暮らせるまち

施策(1)

福祉サービス情報提供システムの整備

福祉制度が行政による措置制度から利用者がサービスを選択する契約制度へと大きく変わりつつある中、利用者が自分に適したサービスを選ぶためにも、情報提供は大切なものとなっています。

市民が身近な地域で情報を得ることができるようにするために、利用者の立場に立ち、できるだけわかりやすい形でのサービス情報の提供を図ります。また、事業者情報が少ないことから、事業者からの情報発信を促進します。今後は、情報を気軽にキャッチするための情報提供の仕組みづくりに努めます。

■ 主要事業 ■

事 業	事業内容
ア. わかりやすい情報提供	利用者の立場に立ち、できるだけわかりやすい形で保健福祉のサービス情報の提供を図ります。また、ホームページに掲載する保健福祉情報の充実に努めます。 〔関連事業〕 ○広報、ホームページ事業 ○福祉のしおり（高齢者、障害者、ひとり親、介護保険、保育所の各種しおり、健康カレンダーなど）
イ. 地域に密着した情報拠点の整備	地域との連携を強め、文化センター、ふれあいセンターなど地域施設の活用及び、それぞれの事業を通じた福祉サービス等の情報の発信に努めます。 〔関連事業〕 ○公民館事業 ○ふれあいセンター事業
ウ. 福祉サービスの情報公開の促進	利用者が自らの判断で適切な福祉サービス等を利用できるよう、サービス提供事業者の情報が十分に提供されるように努めます。 〔関連事業〕 ○広報、ホームページ事業 ○とうきょう福祉ナビゲーションの活用

施策(2) 総合的な相談体制の整備

相談活動は、担当窓口をはじめ保健センターや福祉センターなど関係機関、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、サービス提供事業者などでの対応を図っていますが、相談内容が多岐にわたり、専門性が求められることから、関係機関のネットワーク化など、相談体制のシステム化が必要となっています。

また、高齢者や体の不自由な人たちにとっては、なるべく身近なところで気軽に相談できることが大切であり、地域で相談できる窓口の整備を図ります。

■ 主要事業 ■

事 業	事業内容
ア. 相談窓口の充実とネットワーク化	<p>保健センターや福祉センター、在宅介護支援センター、子ども家庭支援センターなど専門性を活かした各相談窓口の充実を図るとともに、社会福祉協議会やサービス提供事業者などの相談活動との連携を強め、相談体制の全市的なネットワーク化を図ります。</p> <p>[関連事業] ○保健センター、福祉センター（障害者地域自立支援センター、精神障害者地域生活支援センター）、在宅介護支援センター、子ども家庭支援センター等の各相談窓口の連絡会 ○社会福祉協議会の心配ごと相談、権利擁護相談、介護サービス相談員事業</p>
イ. 地域福祉コーディネーター等の配置	<p>地域住民の相談役として、ふれあいセンターにコーディネーターを配置します。また、各相談窓口との連携・調整役として社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターを配置します。</p> <p>[関連事業] ○ふれあいセンター事業</p>
ウ. 民生委員・児童委員活動の支援	民生委員・児童委員をはじめとした地域での相談活動の充実を図り、そうした活動を十分に支援し、迅速に専門相談窓口につなぐことのできる体制整備を図ります。
エ. 相談員等への研修会の実施・派遣	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員などの相談員や各相談窓口の職員などに対し、研修会の実施・派遣などを充実します。

施策(3) サービス利用者への支援

認知症の高齢者や知的障害者など判断能力が十分でない人たちが福祉サービスを安心して利用するためには、本人の権利を擁護するサポートが必要です。

市では、社会福祉協議会に権利擁護事業（稻城市福祉権利擁護センターあんしん・いなぎ）を委託し、市民の権利擁護に努めています。

権利擁護事業では、福祉サービス利用に際しての苦情相談、判断能力が不十分な利用者への権利擁護相談事業、成年後見制度の利用相談の支援に取り組むとともに、様々な福祉サービス利用援助事業の充実を図ります。

■ 主要事業 ■

事業	事業内容
ア. 人権尊重の社会づくりの推進	人権尊重についての周知に努め、すべての人の人権が尊重される社会づくりを推進します。 〔関連事業〕○人権週間事業
イ. 稲城市福祉権利擁護センターの充実	高齢者や障害者が安心して福祉サービスを利用できるようにするため、稻城市福祉権利擁護センターの充実に努めます。 〔関連事業〕○稻城市福祉権利擁護センター事業
ウ. 成年後見制度の普及	判断能力の十分でない市民の権利を擁護する成年後見制度の普及活動に努めるとともに、身寄りがないなどの理由で利用したくてもできない市民への支援を図ります。 〔関連事業〕○多摩南部成年後見センター事業

施策(4) 福祉サービスの質の確保

介護保険制度や障害者福祉サービスは、利用者自らがサービスを選択し、サービス提供事業者と対等な立場で契約を結んでサービスを利用することとなっています。このため、利用者が安心してサービスを選択でき、サービスの内容や質を比較して選択できるような仕組みづくりが必要となっています。

そのための仕組みとして、苦情相談への迅速な対応を図るとともに、サービス提供事業者と連携しながら、福祉サービスの質の確保と新たなサービス開発の支援に努めます。

■ 主要事業 ■

事業	事業内容
ア. 苦情相談への対応	福祉サービスに関する苦情に適切に対応するため、各相談窓口と苦情相談体制の充実を図る一方、苦情解決委員会による対応を図ります。 〔関連事業〕 ○苦情相談事業 ○苦情解決委員会制度
イ. サービス評価システムの支援・整備	福祉サービスの質の向上が図られるよう、サービス提供事業者による自己評価システムの支援や第三者によるサービス評価システムの利用促進を図ります。 〔関連事業〕 ○福祉サービス第三者評価制度
ウ. 福祉サービスの見直し	市が事業として実施している各種福祉関連サービスについて、利用者本位のサービスとなっているか、また、効果的、効率的な運用が行われているかなど、福祉サービスの見直しを図ります。 〔関連事業〕 ○行政評価事業

◆ 施策(5) ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

市民誰もが地域で快適に安心して生活でき、そして生きがいをもった暮らしを実現するためには、障害のある人もない人も、子どもや高齢者など誰もが自由に移動でき、積極的に社会参加できる環境が必要です。

本市においてはこの環境整備のため、「東京都福祉のまちづくり条例」に沿って道路や公共施設、交通機関等のバリアフリー化を推進してきました。その結果、市民や事業者にも広くその考え方が浸透しており、民間施設でのバリアフリー化も進んできています。

そのため、本市はバリア（障壁）の存在を前提とするバリアフリーを一歩進めて、はじめからすべての人に使いやすいデザインを目指すユニバーサルデザインの考え方で施設整備を進めています。

■ 主要事業 ■

事業	事業内容
ア. ユニバーサルデザインの推進	新たな公共施設の整備の際には、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、誰もが安心して、快適に利用できる施設整備に努めます。また、既存施設についてもバリアフリー化が可能なものについては改善に努めます。 〔関連事業〕 ○区画整理事業 ○JR南武線連続立体交差事業

事業	事業内容
イ. 移動サービスの充実	<p>ハンディキャブ事業の周知に努めるとともに、高齢者や障害者の活動範囲を拡げることができるよう、iバスの利用促進を図ります。</p> <p>[関連事業] ○ iバスの運行 ○ハンディキャブ事業 ○福祉タクシー</p>
ウ. 共生のまちづくりとユニバーサルデザインの普及	<p>誰もが住みよいまちづくりの観点から、年齢や障害のあるなしにかわらず、誰もが利用しやすい道路や公園などの一体的整備やわかりやすい案内標示としていきます。</p>

施策(6) 生活支援の充実

近年のわが国の社会経済情勢は非常に厳しいものとなっており、高齢者や障害者、ひとり親家庭などの生活上の支援を要する人々の生活も一層厳しい状況におかれています。

このような状況のもと、本市におきましてもここ数年、生活保護世帯が大幅に増加する傾向にあります。中には、DVや虐待、多重債務など複合的な要因を抱えている方や、稼働能力があっても就労経験が乏しく継続的な就労ができないため生活が困窮するという方もいます。

このような、様々な問題に対応するため、相談体制の充実を図るとともに、ハローワークや女性相談センターなど関係専門機関と連携し、自立支援を図ります。

■ 主要事業 ■

事業	事業内容
ア. 相談体制の充実	<p>多種多様な相談に対応するため、幅広い情報を収集し、適切な情報の提供とともに、民生委員・児童委員及び各種相談員との連携を強めることにより、相談体制の充実を図ります。</p>
イ. 就労支援の充実	<p>就労による経済的自立のために、ハローワーク、はつらつワーク稲城との連携を図り、支援の充実を図るとともに、就労が可能となるよう、技能習得を支援します。</p> <p>[関連事業] ○ひとり親家庭資格取得講習受講料助成事業 ○就労支援員の配置</p>
ウ. 援護事業の実施	<p>生活保護世帯への法定援護の適正実施とともに、小・中学生世帯へ健全育成や、自立促進のため法定外援護を実施します。</p> <p>[関連事業] ○被保護者自立促進事業 ○被保護者健全育成事業</p>
エ. ホームレスへの自立支援	<p>ホームレスの実態調査を実施し、各種相談を行い自立への支援を図ります。</p> <p>[関連事業] ○ホームレス実態調査</p>

テーマ2

みんながむすび合うまち

施策(1) 社会福祉協議会との連携

本市における地域福祉活動は、社会福祉協議会を中心にして、福祉センターを活動拠点に展開されています。これに加え、地域の人たちによって運営されるふれあいセンターは、地域の交流の場として重要な役割を果たしており、地域に根ざしたボランティア活動の人や情報の拠点としても大きな役割を果たしています。

このように、社会福祉協議会は地域福祉推進の大きな力となっており、今後も中心的な役割を担っていくことができるよう連携を図ります。

■ 主要事業 ■

事業	事業内容
ア. 社会福祉協議会との連携	社会福祉協議会との連携を強化し、各種事業の充実を図ります。
イ. ふれあいセンターの拡充支援	ふれあいセンターの設置支援に努めるとともに、既存のふれあいセンターについては、地域の支え合いの拠点として、多くの地域住民が利用できる場所となるよう支援します。 〔関連事業〕 ○ふれあいセンター事業

施策(2) ボランティア、NPO活動の推進

利用者主体の地域密着ケアを考える上で、公的な福祉サービスの隙間を埋めるサービスを提供するボランティアやNPO活動は、ますます重要性が高まっています。

また、地域住民の相互のつながりが希薄化しつつある中で、新たな地域活動の担い手としての役割も期待されます。

そのため、高齢者や障害者であっても気軽にボランティアに参加できる環境づくりや、NPO団体がそれぞれの特性を活かしたサービスが行えるような支援や連携に努めます。

■ 主要事業 ■

事業	事業内容
ア. ボランティア活動への参加促進	ボランティア活動への参加促進に努め、いつでも誰でもボランティア活動に参加できる体制の整備を図ります。 〔関連事業〕 ○子育てサポーター養成講座 ○ボランティアセンターの運営
イ. ボランティア活動の受け入れ促進	市民が積極的にボランティアに参加できるよう、福祉施設などにおける受け入れ体制の整備を促進します。 〔関連事業〕 ○ボランティア体験学習
ウ. NPO団体など市民活動の支援	NPO団体など、市民活動が市民のニーズに対応した保健福祉サービスを担うことができるよう、支援に努めます。
エ. 市民活動サポートセンターとの連携	市民の様々なボランティア、市民活動への情報提供や相談の場、交流・活動の場としての機能を発揮できるよう、市民活動サポートセンターを活用します。

施策(3) 福祉意識の醸成・学習活動の推進

市民一人ひとりがお互いに理解し、認め合っていくことではじめて地域福祉の実践に結びつきます。障害のあるなしに関わらず、子どもの頃から共に育ち、共に学び、共に働くというノーマライゼーションの推進を図るとともに、社会福祉協議会や学校、家庭などと連携してあらゆる機会をとらえ、地域での支え合いや差別しない心、互いに助け合う福祉意識の醸成を図ります。また、ボランティア活動などへつながるような学習機会の充実に努めます。

■ 主要事業 ■

事業	事業内容
ア. 福祉意識の醸成	社会福祉協議会による体験ボランティア事業や福祉教育推進プログラム事業などを支援し、福祉意識の醸成を図ります。 〔関連事業〕 ○ボランティア体験学習 ○ボランティア活動推進事業
イ. 支え合う意識づくりの醸成	住み慣れた地域で安心して暮らしていくことができるよう、地域でお互いに支え合うことが大切であるという意識づくりを図るために、地域での世代間交流や障害者との交流などを推進します。 〔関連事業〕 ○ふれあいセンター事業
ウ. 保健福祉学習活動の推進	保健福祉事業や公民館活動などと連携して保健福祉に関する学習活動の充実を図るとともに、障害者や高齢者が生涯学習活動に参加しやすい環境づくりに努めます。

テーマ3

市民と協働のまち

施策(1) 地域での支え合い活動の促進

住み慣れた地域で安心して住み続けるためには、日常的な地域での支え合いが必要となります。そのため、地域における支え合いの再構築を目指し、今後、それらの活動のネットワーク化を図るとともに活動の輪を広げ、地域住民が主体となったひとり暮らし高齢者の見守りや子育て家庭への支援、災害時のための対応など、日常的な地域での支え合い活動を促進します。

■ 主要事業 ■

事 業	事業内容
ア. 地域の支え合いの仕組みづくり	自治会、民生委員・児童委員、みどりクラブ、社会福祉協議会、ボランティア、N P O 団体など、地域活動主体の連携を強め、相互に協力できる仕組みづくりに努めます。 〔関連事業〕 ○地域ケア会議
イ. 地域福祉コーディネーター等の配置	地域の人たちによって運営されるふれあいセンターに地域福祉コーディネーター等を配置することにより、地域の支え合い活動をより効果的なものとしていきます。 〔関連事業〕 ○ふれあいセンター事業
ウ. 地域の見守り活動の推進	ひとり暮らしの高齢者や児童虐待の早期発見など、地域の見守り活動を地域住民や民生委員・児童委員、ボランティア、関係機関などとの連携のもと推進します。 〔関連事業〕 ○友愛訪問員派遣事業 ○児童虐待対応事業 ○ひとり暮らし老人ふれあい電話事業
エ. 災害時における市民相互支援ネットワークの推進	要援護者に対する市民相互支援ネットワークを推進し、災害時における迅速な対応がとれるよう、体制整備を図ります。 〔関連事業〕 ○災害時要援護者市民相互支援ネットワーク

施策(2) 人材の育成

地域福祉には、ホームヘルパー、ケアマネジャー、ケースワーカー、母子自立支援員、医療機関の職員などの専門職員のほか、民生委員・児童委員、ボランティアなど様々な人が関わりをもっています。ニーズが多様化する中で、人材の養成・確保が必要です。

また、福祉分野においては、市が担う役割が大きくなっています。地域に密着した活動が大切となっていることから、多様な人材が関わる環境を整えます。

■ 主要事業 ■

事 業	事業内容
ア. 福祉関係者の資質向上	行政、施設の職員はもとより、社会福祉協議会、N P O団体、サービス提供事業者など福祉関係者に対する研修や説明会を行い、それぞれの専門性を高めるとともに、連携して利用ニーズに応えることのできる実践的なものとなるよう努めます。 〔関連事業〕 ○講演会、研修会等の実施
イ. ボランティア活動への参加促進	ボランティアセンターでのボランティアの養成や子育てサポーター養成講座の充実など、ボランティア活動への参加促進に努め、いつでも誰でもボランティア活動に参加できる体制の整備を図ります。 〔関連事業〕 ○子育てサポーター養成講座 ○ボランティアセンターの運営